

平成26年(2014年)4月

豊中市

問い合わせ先

都市計画推進部 都市計画室 景観形成チーム

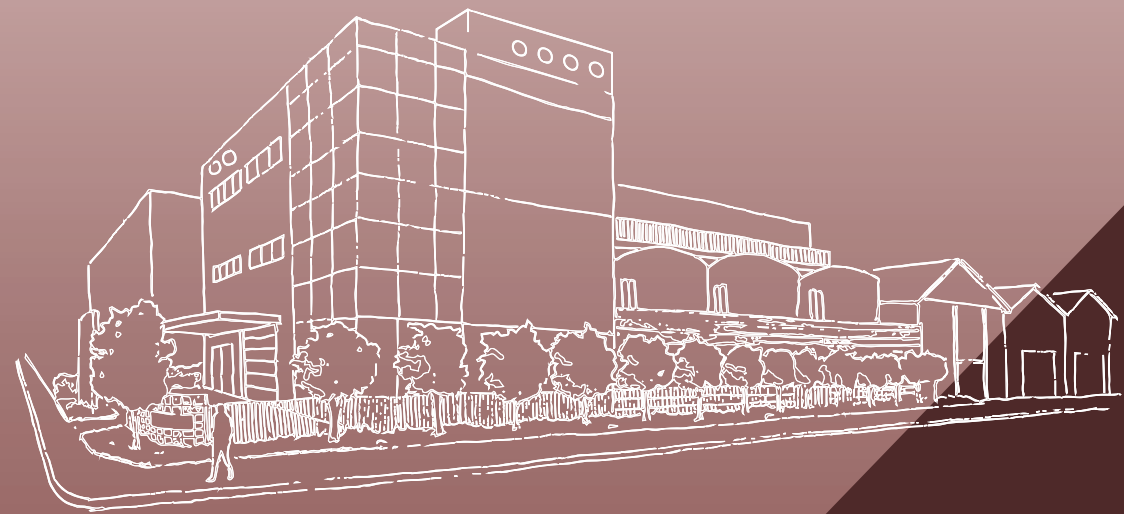
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 TEL:06-6858-2419 FAX:06-6854-9534

まちなみづくりの手引き (屋外広告物編)

みんなであらう とよなか景観

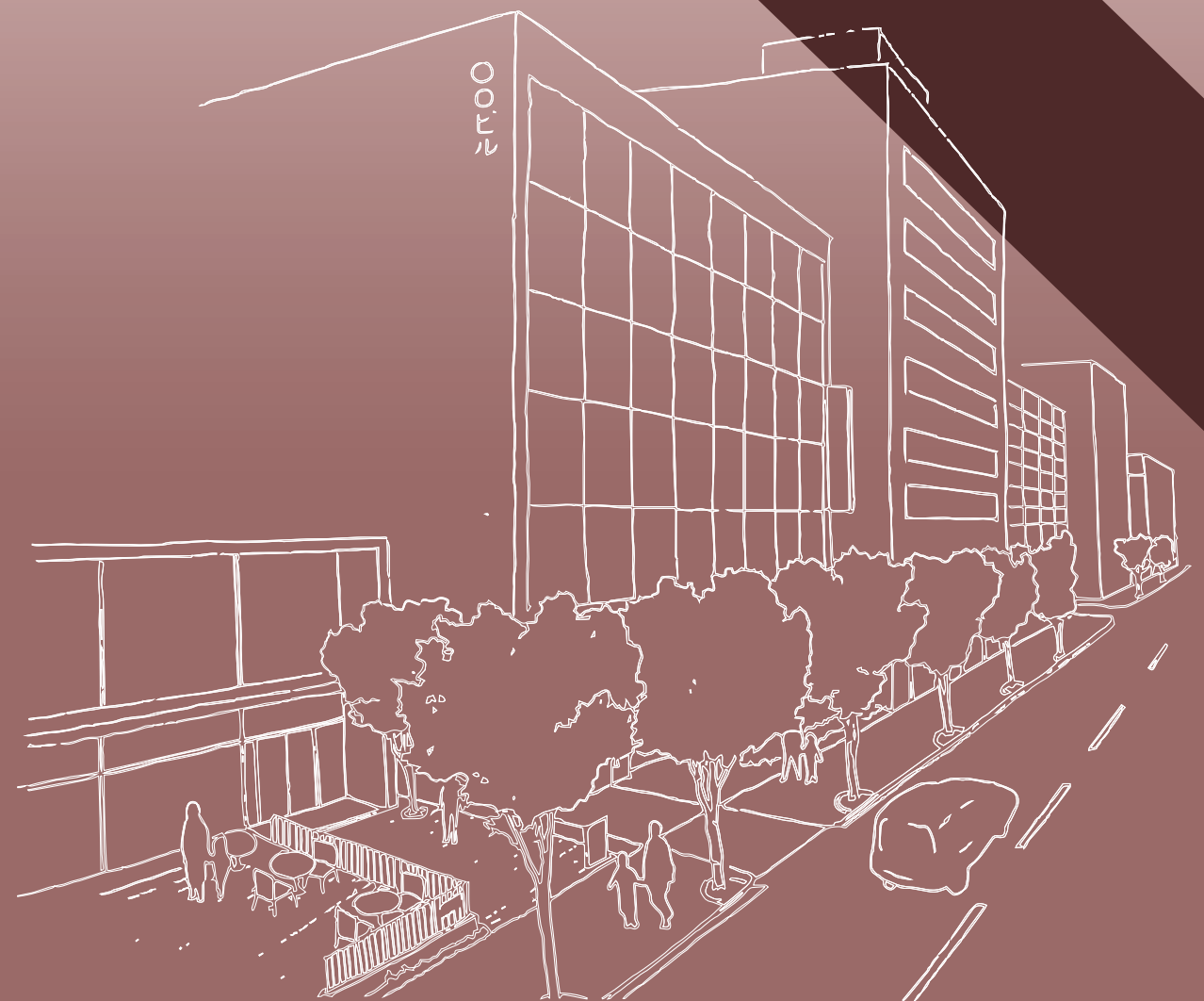
まちなみづくりの手引き

(屋外広告物編)



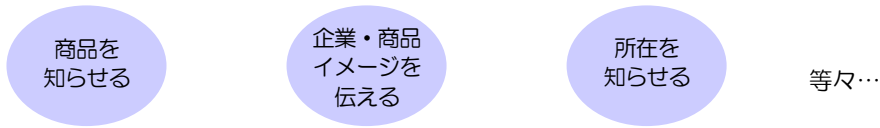
平成26年(2014年)4月

豊中市



広告計画は立てられましたか？

まず、広告物には次のようなねらいがあります。



これらを実現する方法（情報媒体）として次のようなものが挙げられます。



季節毎に更新される等鮮度が大切な情報は、ちらし、雑誌、インターネット等の媒体が向いています。また、屋外広告物は掲出場所が固定されるので、店舗の所在や企業のイメージ等、普遍的な内容・メッセージを伝える方が向いています。

さまざまな方法がある中で、本当に屋外広告物が必要なのか、適切な媒体なのかを考えた上で広告計画を立てる必要があります。

その上で、屋外広告物が本当に必要であれば、この手引きに示す「豊中市景観配慮指針」に沿った考え方の解説と具体的な事例を参考に、ステップに沿って、効果的な掲出方法を検討しましょう。

〔※「豊中市景観配慮指針」：豊中市都市景観条例に基づいて定めたより良いまちなみづくりの指針となるもの〕

<目次>

より良い屋外広告づくりの進め方	1
ステップ1 景観に配慮した意匠にしましょう	2
1 基本的な考え方	2
2 共通する配慮事項	3
ステップ2 屋外広告物の種類に応じた工夫を考えましょう	5
1 壁面広告	5
2 突出広告	5
3 地上広告	6
4 屋上広告	6
5 塀・柵広告	7
6 電柱・電話柱、停留所広告	7
7 車両広告	7
8 一定の期間掲出する広告〈アドバルーン・広告幕・広告旗・のぼり・のれん・立看板〉	8
9 その他〈ベンチ・街路灯の広告、自動販売機〉	8
ステップ3 まちなみの特徴に応じた工夫を考えましょう	9
1-1 閑静な住環境を形成しているまちなみ	10
1-2 住宅街の中に店舗がアクセントとなっているまちなみ	10
2-1 日常生活の買い物客等にぎわうまちなみ	11
2-2 地域の顔として多くの人が訪れるまちなみ	11
2-3 商業・業務施設等が連なる幹線道路沿いのまちなみ	12
3 工場や倉庫等が集積するまちなみ	12
4-1 沿道サービス施設のたちならぶ幹線道路沿いのまちなみ	13
4-2 車窓からも眺められる鉄道高架沿いのまちなみ	13
4-3 視界に入る建築物がリズムをつくる高速道路沿いのまちなみ	14
ステップ4 色彩や照明、維持管理についても留意しましょう	15
1 屋外広告物の色彩	15
2 屋外広告物の照明	17
3 屋外広告物の維持管理	17

より良い屋外広告づくりの進め方

<景観に配慮した屋外広告物づくりの進め方と手引きの参照ページ>

ステップ1 景観に配慮した意匠にしましょう

屋外広告物を掲出する際の基本的な考え方や全ての屋外広告物に共通する配慮事項を理解しましょう。

- 1 基本的な考え方
- 2 共通する配慮事項
 - 大きさ ○掲出位置 ○形態 ○素材
 - 色彩 ○数量 ○表示内容・表現方法
 - 支持柱・照明器具等 ○照明方法

2~4 ページ

ステップ2 屋外広告物の種類に応じた工夫を考えましょう

掲出しようとする屋外広告物はどの種類に該当しますか？
該当する種類の配慮事項を参照しましょう。

- | | | |
|----------------|---|-------|
| 1 壁面広告 | → | 5 ページ |
| 2 突出広告 | → | 5 ページ |
| 3 地上広告 | → | 6 ページ |
| 4 屋上広告 | → | 6 ページ |
| 5 塀・柵広告 | → | 7 ページ |
| 6 電柱・電話柱、停留所広告 | → | 7 ページ |
| 7 車両広告 | → | 7 ページ |
| 8 一定の期間掲出する広告 | → | 8 ページ |
| 9 その他 | → | 8 ページ |

ステップ3 まちなみの特徴に応じた工夫を考えましょう

屋外広告物を掲出する場所はどのようなまちなみですか？
該当するまちなみの配慮事項を参照しましょう。

- | | | |
|---------------------------------|---|--------|
| 1-1 閑静な住環境を形成しているまちなみ | → | 10 ページ |
| 1-2 住宅街の中に店舗がアクセントとなっているまちなみ | → | 10 ページ |
| 2-1 日常生活の買い物客等にぎわうまちなみ | → | 11 ページ |
| 2-2 地域の顔として多くの人を訪れるまちなみ | → | 11 ページ |
| 2-2 商業・業務施設等が連なる幹線道路沿いのまちなみ | → | 12 ページ |
| 3 工場や倉庫等が集積するまちなみ | → | 12 ページ |
| 4-1 沿道サービス施設のたちならぶ幹線道路沿いのまちなみ | → | 13 ページ |
| 4-2 車窓からも眺められる鉄道高架沿いのまちなみ | → | 13 ページ |
| 4-3 視界に入る建築物がリズムをつくる高速道路沿いのまちなみ | → | 14 ページ |

ステップ4 色彩や照明、維持管理についても留意しましょう

- | | | |
|------------|---|--------|
| 屋外広告物の色彩 | → | 15 ページ |
| 屋外広告物の照明 | → | 17 ページ |
| 屋外広告物の維持管理 | → | 17 ページ |

ステップ1

景観に配慮した意匠にしましょう 【共通の配慮事項】

1 基本的な考え方

屋外広告物を掲出するにあたり、以下の考え方を大切にしましょう。

(1) まちなみに調和する広告物にしましょう

屋外広告物は掲出する施設のアクセントとなって、まちなみの魅力やにぎわいを演出する要素ではありますが、通りの性格やまちなみの特性を考えて、それらと調和させることが大切です。

まちなみとの調和を図った上で、建築物や工作物等、掲出する施設と一体的な意匠にすることでより洗練された印象となります。

(2) 嫌みがなく飽きのこないものにしましょう

屋外広告物は、長期間掲出され、不特定多数の人が見るものです。このため、だれが見ても嫌味がなく飽きのこない意匠にしましょう。

(3) わかりやすく安心できるものにしましょう

屋外広告物は店舗や事業所が社会に対してメッセージを発信する重要なツールです。より効果的に情報が伝達できるよう意匠を工夫しましょう。

また、店舗や事業所の業種のイメージに合った意匠にすれば、見る人にわかりやすさや安心感を与えることができます。

(4) 店舗や事業所のイメージを高め、施設を彩るものにしましょう

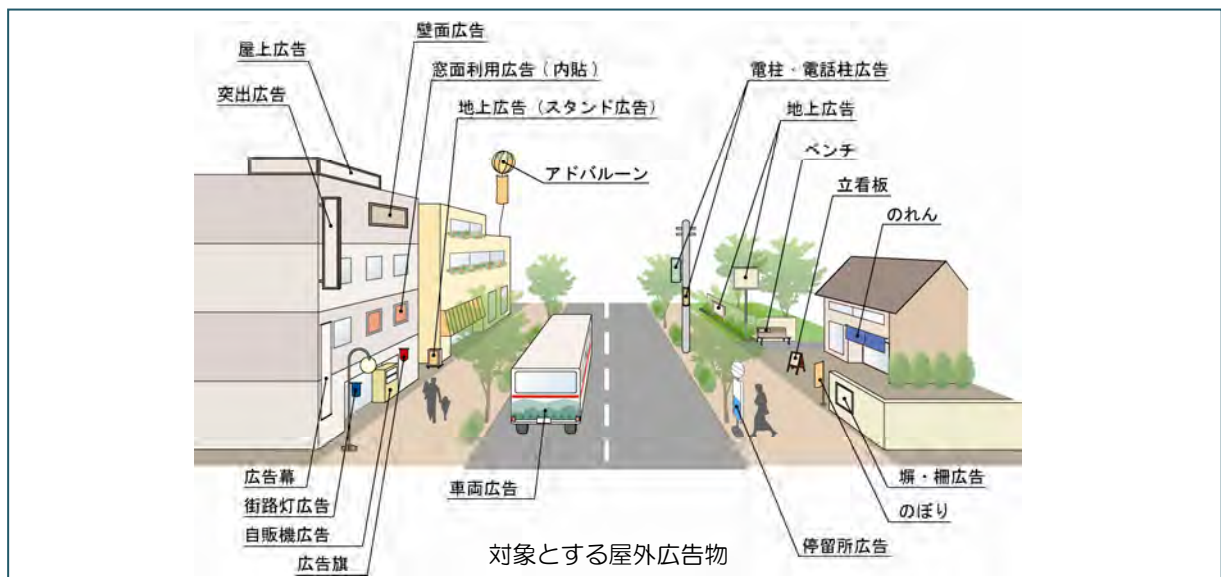
屋外広告物は、商品の販売や事業を促進するために掲出するものです。事業の姿勢やポリシーを感じさせるような意匠にしましょう。

周囲のまちなみとも調和し、まちの魅力を高める質の高い意匠の屋外広告物は、店舗や事業所のイメージアップにつながり宣伝効果も高まります。

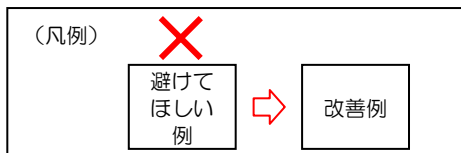
(5) 適切に維持管理しましょう

せっかくつくった屋外広告物も維持管理を怠ると劣化が進み、店舗や事業者のイメージを損ねることはもちろん、まちなみの阻害要素となったり、歩行者等に危険が及ぶことも考えられます。


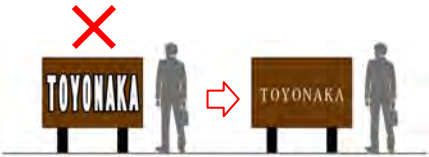


このため、維持管理しやすい材料を用いることや管理責任を明確にする等の取り組みが大切です。



2 共通する配慮事項



<p>(1) 大きさ</p> <p>大きすぎると、威圧感を与えやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】 ○周囲との調和に配慮し、必要最小限にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要最小限の大きさにする まちなみに適した大きさにする
<p>(2) 掲出位置</p> <p>建築物等の意匠とのバランスを損なったり、通行の妨げとなりやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】 ○建築物の意匠とのバランスを考慮し、敷地内におさめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の意匠とのバランスを考慮する（特に屋上広告は避ける） 道路へのはみ出しは避ける
<p>(3) 形態</p> <p>建築物等の意匠との不調和はまちなみを乱しやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】 ○掲出する場所と一体感のある形態を工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等との一体感を高める形態を工夫する 奇抜な形態としない
<p>(4) 素材</p> <p>長期間の掲出に耐えることができる素材にすることが重要であるため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】 ○汚れにくく耐久性のある素材を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 丈夫で安全、汚れにくい材質にする 木材等の素材が持つ質感、エイジングの効果をいかす
<p>(5) 色彩</p> <p>鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみが雑然としやすいため、右の点に配慮しましょう。</p> <p>※詳しくはステップ4をご覧ください</p>	<p>【景観配慮内容】 ○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> まちなみに配慮した色彩にする 地色は建築物や周辺と調和する色彩にする <p>☆鮮やかなCIカラーを屋外広告物に用いる時には、彩度を抑える等の工夫を取り入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみにおいては落ち着いた色彩を用いる等、まちなみに調和した色彩にする

<p>(6) 数量</p> <p>過大な掲出はまちなみを乱しやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○広告物の整理をはかり、集合化する。</p> <p>・整理・集合化等による適切な量にする</p> 
<p>(7) 表示内容・表現方法</p> <p>乱雑な表示等は不快感を与えやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○すっきりとした、分かりやすい表示内容・表現方法を工夫する。</p> <p>・嫌みのない心地よい表示内容にする</p> <p>・すっきりとした分かりやすい表示内容にする（情報を絞り込む等）</p>  <p>・適度に視認できる文字の大きさとし、過剰な大きさとしない</p>  <p>・すっきりとしたわかりやすい表現方法にする</p> <p>・店舗の特徴を表現に取り入れる等、形態・意匠を工夫する</p>  <p>☆シンボルマークやロゴタイプを使う時には、切り文字にする、建築物と一体化する等の工夫を取り入れる</p>
<p>(8) 支持柱・照明器具等</p> <p>付属物が目立つとまちなみを乱しやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○支持柱や照明器具等の見え方にも配慮し、周辺と調和させる。</p> <p>・広告物をひきたてる支持柱の色彩にする</p> <p>・夜間景観に配慮した品の良い照明にする</p> 
<p>(9) 照明方法</p> <p>過大な照明は夜間景観を乱しやすいため、右の点に配慮しましょう。</p> <p>※詳しくはステップ4をご覧ください</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○周囲に悪影響を与えない照明方法にする。</p> <p>・周囲に悪影響を及ぼさない照明方法にする（ストロボ光、回転灯、点滅照明等は避ける）</p>  <p>☆デジタルサイネージ（大型のディスプレイ等に画像や動画を表示する広告）は避ける</p> <p>☆照度が高い照明は避ける</p>

ステップ2

屋外広告物の種類に応じた工夫を考えましょう 【種類別の配慮事項】

1 壁面広告

(配慮事項)

- (1) 壁面の意匠と一体感を持たせる。
- (2) 壁面の意匠とのバランスの良い大きさ・位置に掲出する。
- (3) 複数の壁面広告を掲出する時は、掲出位置をそろえたり、集約化する。
- (4) 地色は建築物に調和する色彩を用いる。
- (5) すっきりとした意匠にする。(切り文字や箱文字等)

<配慮のイメージ>



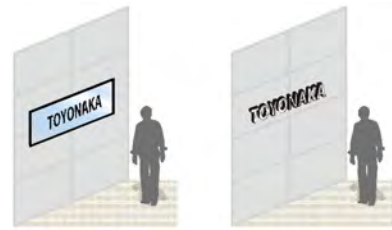
(1) 建築物の意匠と一体感を持たせた例



(2) (3) 壁面の意匠とのバランスを考慮し、掲出位置と大きさをそろえるとともに、複数の広告物を集約化した例



(4) 地色を建築物に調和させた例



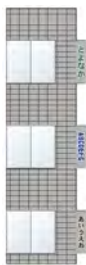
(5) すっきりとした意匠の箱文字等を配した例

2 突出広告

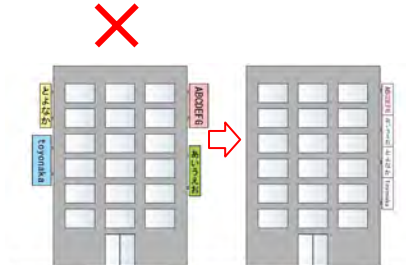
(配慮事項)

- (1) 建築物の意匠と一体感を持たせる。
- (2) 複数の突出広告を掲出する時は、掲出位置をそろえたり、集約化する。
- (3) 近隣の建築物の突出広告と掲出位置や突出幅をそろえる。

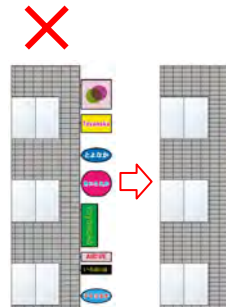
<配慮のイメージ>



(1) 建築物の意匠と一体感を持たせた例



(2) 集約化した例



(3) 地色や配色をそろえた例



(2) (3) 建築物内での掲出位置をそろえたり、近隣の建築物と掲出位置や突出幅をそろえた例

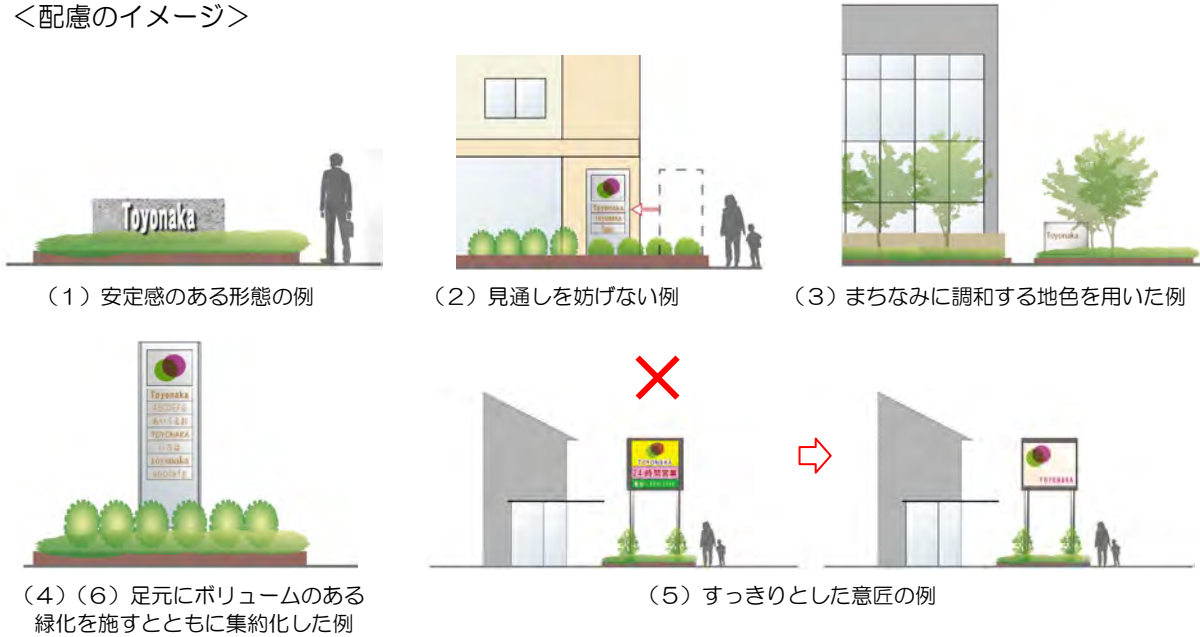
3 地上広告



(配慮事項)

- (1) 必要最小限の大きさで安定感のある形態にする。
- (2) 見通しや通行を妨げない位置・高さに掲出する。
- (3) 地色はまちなみに調和する色彩を用いる。
- (4) 支持柱や支持柱足元にも配慮する。(緑化、意匠の工夫等)
- (5) すっきりとした意匠にする。
- (6) 地上広告を複数掲出する時は、集約化する。

<配慮のイメージ>



(1) 安定感のある形態の例

(2) 見通しを妨げない例

(3) まちなみに調和する地色を用いた例

(4) (6) 足元にボリュームのある緑化を施すとともに集約化した例

(5) すっきりとした意匠の例

4 屋上広告



(配慮事項)

- (1) 建築物の形態・意匠と一体感を持たせる。
- (2) 建築物と調和した形態とする。
- (3) 地色は建築物に調和する色彩を用いる。
- (4) すっきりとした意匠にする。(切り文字や箱文字等)

<配慮のイメージ>



(1) (3) 地色に建築物と調和する色彩を用いて、建築物の形態・意匠と一体感を持たせた例

(1) 建築物の屋根形態と調和させた例

(2) 奇をてらわず建築物の意匠と調和した形態の例

(4) すっきりとした意匠の例

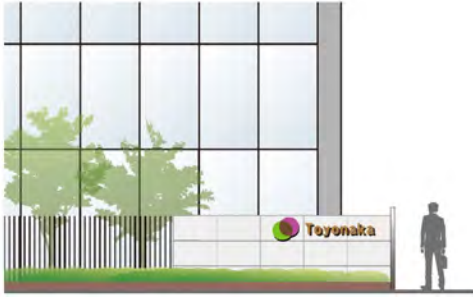
5 塀・柵広告



(配慮事項)

- (1) 塀や柵と調和する意匠にする。
- (2) 塀・柵広告を複数掲出する時は、集約化する。

<配慮のイメージ>

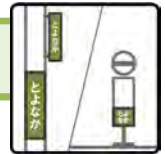


(1) 塀と調和する形態・意匠を用いた例



(2) 集約化し、意匠をそろえた例

6 電柱・電話柱、停留所広告



(配慮事項)

まちなみに調和する色彩にする。

<配慮のイメージ>



地色を低彩度色にして
まちなみに調和させた例



地色を白にした例

7 車両広告



(配慮事項)

- (1) 走行する路線の景観と調和する意匠とする。
- (2) 地色又は広範囲に使用する色彩は、派手な原色又は金銀色を使用しない。
- (3) 地色に多くの色数を使用することで、全体が雑然とした印象になることを避ける。
- (4) 車体の形状や色調と調和した意匠とする。
- (5) デザイン性のあるものとし、文字を手段とする告知等の内容は必要最小限にとどめる。
- (6) 地色部分の面積に占める表示部分のバランスに留意する。

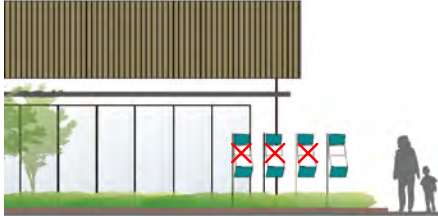
8 一定の期間掲出する広告 〈アドバルーン・広告幕・広告旗・のぼり・のれん・立看板〉



（配慮事項）

- （１）必要最小限にする。
- （２）効果的な時期・位置に掲出する。

＜配慮のイメージ＞



（１）（２）必要最小限の本数でイベント時に広告旗を掲出した例



（２）季節に合わせて効果的に掲出したのれんの例

9 その他 〈ベンチ・街路灯の広告、自動販売機〉



（ベンチ・街路灯の広告の配慮事項）

まちなみに調和する形態・色彩にする。

（自動販売機の配慮事項）

- （１）まちなみに調和する色彩にする。
- （２）まちなみになじませる工夫をする。（覆い、配置の工夫等）

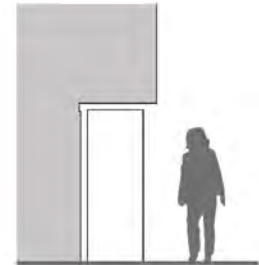
＜自動販売機の
配慮のイメージ＞



（１）色をなじませた例



（２）覆いを付けた例



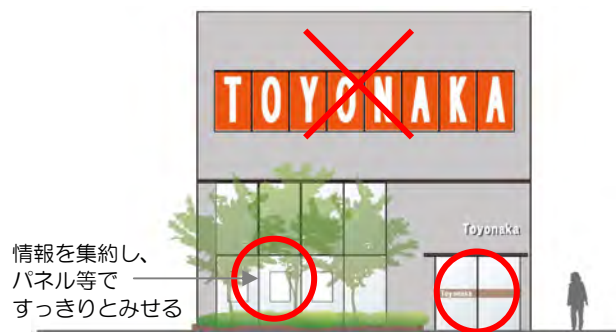
（２）掲出位置を工夫した例

コラム：窓面利用広告（内貼等）

窓面を利用する広告（内貼）や外部に向けて建築物の内部に掲出する広告物は屋外広告物ではありませんが、景観形成に多大な影響を及ぼすため、掲出する際には以下のことに配慮しましょう。

- （１）できるだけ掲出しない。
- （２）無造作な掲出は避ける。
- （３）必要最小限にする。
- （４）すっきりとした意匠にする。
- （５）掲出位置や表現方法をそろえる。

＜配慮のイメージ＞



情報を集約し、
パネル等で
すっきりとみせる

ステップ3

まちなみの特徴に応じた工夫を考えましょう









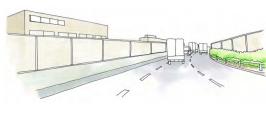
【まちなみへの配慮事項】

豊中市のまちなみをその特徴から、また屋外広告物の掲出傾向や広告物がはたす景観形成上の役割の違いから、次のまちなみに分類しています。

まず、掲出しようとする場所がどのまちなみに該当するのかを確認しましょう。それぞれのページには、まちなみの類型ごとにまちなみの特徴や工夫の仕方、望ましい大きさや掲出位置等についての目安を示しています。これらを参考に、まちなみの類型に応じた工夫を考えましょう。

該当するまちなみが複数ある時は、それぞれの分類の工夫を参考にしましょう。

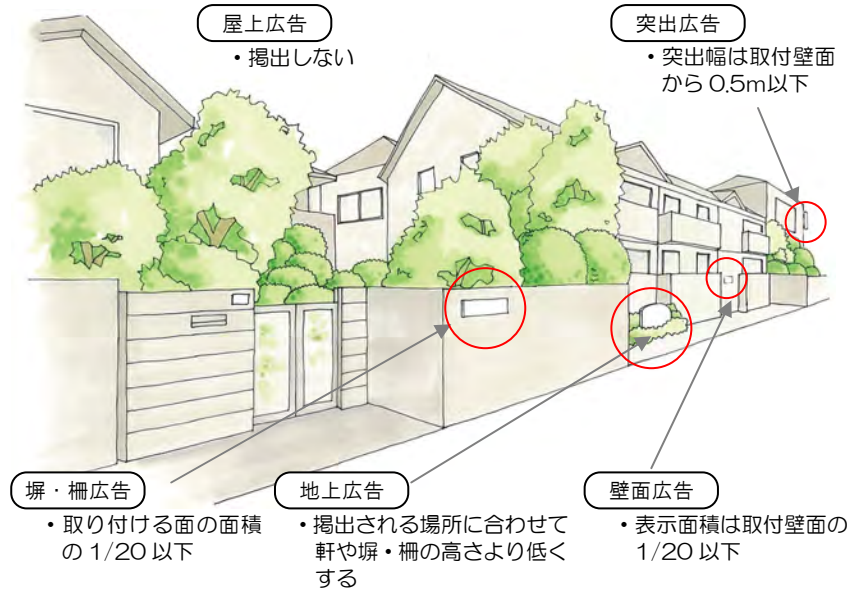
まちなみの類型

住居系	1-1 閑静な住環境を形成しているまちなみ → 10 ページ		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地 ・自然景観地 ・風致地区
	1-2 住宅街の中に店舗がアクセントとなっているまちなみ → 10 ページ		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地
商業系	2-1 日常生活の買い物客等でにぎわうまちなみ → 11 ページ		<ul style="list-style-type: none"> ・商店街 ・近隣センター
	2-2 地域の顔として多くの人を訪れるまちなみ → 11 ページ		<ul style="list-style-type: none"> ・駅前
	2-3 商業・業務施設等が連なる幹線道路沿いのまちなみ → 12 ページ		<ul style="list-style-type: none"> ・商業系地域を通る幹線道路
工業系	3 工場や倉庫等が集積するまちなみ → 12 ページ		<ul style="list-style-type: none"> ・工場地
市全域共通	4-1 沿道サービス施設のたちならぶ幹線道路沿いのまちなみ → 13 ページ		<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路
	4-2 車窓からも眺められる鉄道高架沿いのまちなみ → 13 ページ		<ul style="list-style-type: none"> ・阪急宝塚線鉄道高架沿い ・大阪モノレール沿い
	4-3 視界に入る建築物がリズムをつくる高速道路沿いのまちなみ → 14 ページ		<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路沿道

1-1 閑静な住環境を形成しているまちなみ

まちなみの特徴	みどりと調和した良好な住環境が、落ち着きや潤いをもたらしているまちなみです。低層住居専用地域では自家用以外の屋外広告物の掲出は禁止されています。
まちなみに応じた工夫	必要な広告物は必要最小限の大きさとし、まちなみとの調和はもちろんのこと、建築物となじんだ形態・色彩となるように工夫をしましょう。

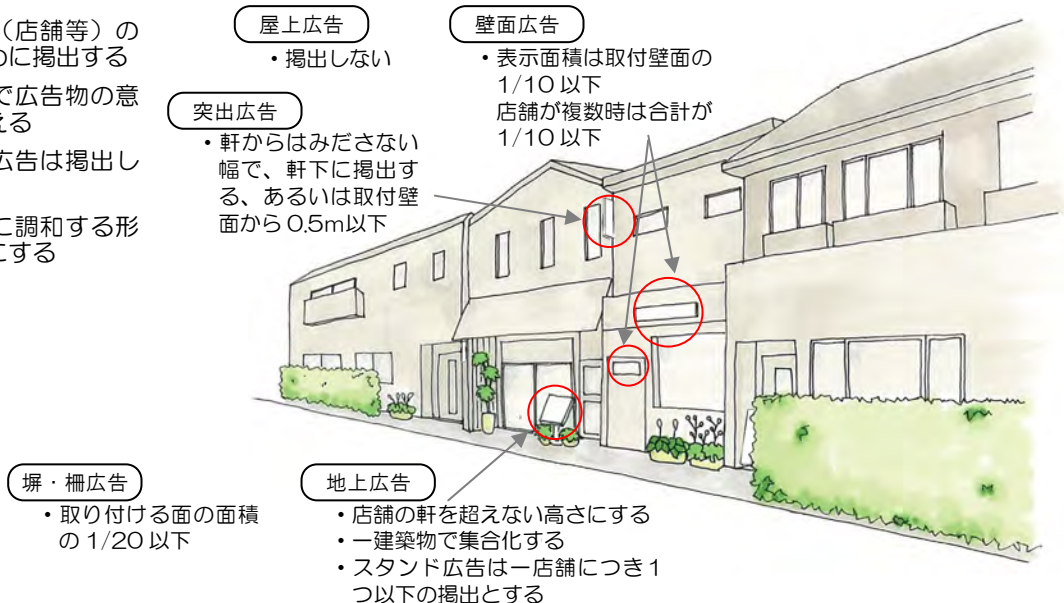
- ・掲出量は一施設1つ以下を目安にする
- ・広告物は小さめにし、低位置に掲出する
- ・窓面利用広告、のぼり等は掲出しない
- ・まちなみに調和する形態・色彩にする



1-2 住宅街の中に店舗がアクセントとなっているまちなみ

まちなみの特徴	住宅が多くたちならぶ中に気軽に訪れたいくなる店舗がモザイク的に立地するまちなみです。
まちなみに応じた工夫	住宅の連なりが作り出すまちなみと調和するように、広告物は店舗部分に限って掲出し、大きさや意匠を控えめにする等の工夫をしましょう。

- ・必要部分（店舗等）のみに小さめに掲出する
- ・一建築物で広告物の意匠をそろえる
- ・窓面利用広告は掲出しない
- ・まちなみに調和する形態・色彩にする



2-1 日常生活の買い物客等にぎわうまちなみ

まちなみの特徴	小規模な店舗が連なる商店街や、日常生活に欠かせない店舗がたちならび、地域のコミュニケーションの場としてもにぎわうまちなみです。
まちなみに応じた工夫	それぞれの店舗がバラバラに掲出するのではなく、集客力を高めるためにも統一感を演出しつつ、各店舗の個性をいかす工夫をしましょう。また、楽しく買い物ができるよう、広告物の掲出位置を整理し、快適な歩行空間を確保しましょう。

- 掲出量は一店舗3つ以下を目安とする
- 周辺の店舗と形態・色彩・掲出位置をそろえる

突出広告

- 突出幅は取付壁面から0.5m以下

壁面広告

- 表示面積は取付壁面の1/10以下

屋上広告

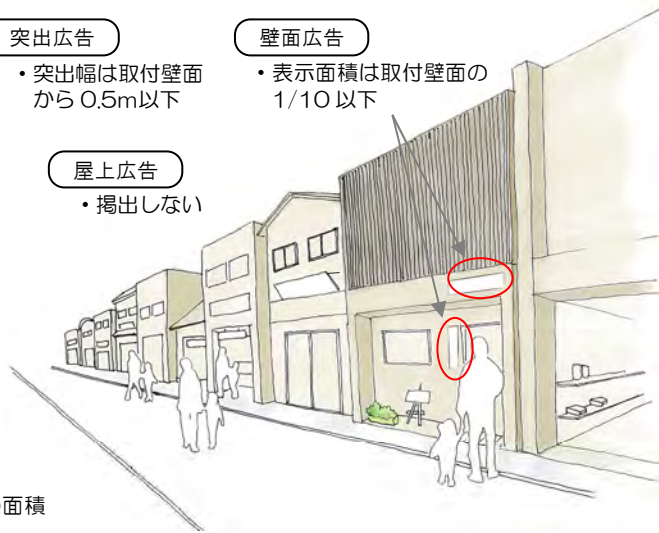
- 掲出ししない

地上広告

- 地上広告を掲出する場合には、集合化する
- スタンド広告は一店舗につき1つ以下の掲出とする

塀・柵広告

- 取り付ける面の面積の1/10以下



2-2 地域の顔として多くの人を訪れるまちなみ

まちなみの特徴	商業・業務施設等が集積し、玄関口として、また交流拠点として多くの人が行き交うまちなみです。
まちなみに応じた工夫	さまざまな施設が集積するため屋外広告物も多くなり雑然としがちですが、地域の顔にふさわしい質の高さとにぎわいを感じる都市景観をつくるためにも、建築物の美しさを乱さないように情報量を集約し、色彩や大きさ等の工夫をしましょう。

- 建築物の意匠や敷際を乱さない
- 窓面利用広告は掲出を避け、必要なときは品のある意匠にする
- のぼり等の乱雑になりやすい広告は掲出ししない

屋上広告

- 表示面積は取付壁面の1/10以下、高さは建築物の高さの1/3以下
- 地色を壁面と同色にする等建築物となじませる

壁面広告

- 表示面積は取付壁面の1/10以下
店舗が複数時は合計が1/10以下
- 箱文字表示、あるいは地色を壁面と同色とする等建築物となじませる

突出広告

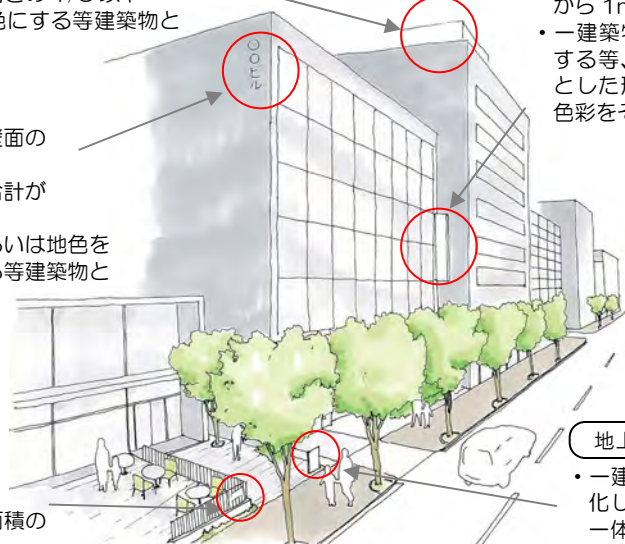
- 突出幅は取付壁面から1m以下
- 一建築物で集合化する等、すっきりとした形態とし、色彩をそろえる

塀・柵広告

- 取り付ける面の面積の1/10以下

地上広告

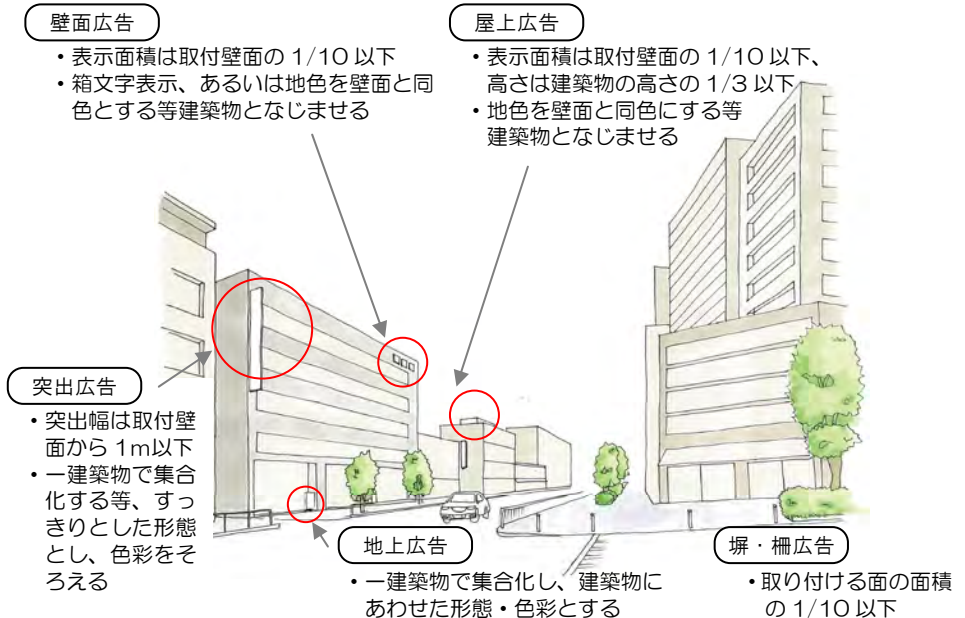
- 一建築物で集合化し、建築物と一体的な形態・色彩とする



2-3 商業・業務施設等が連なる幹線道路沿いのまちなみ

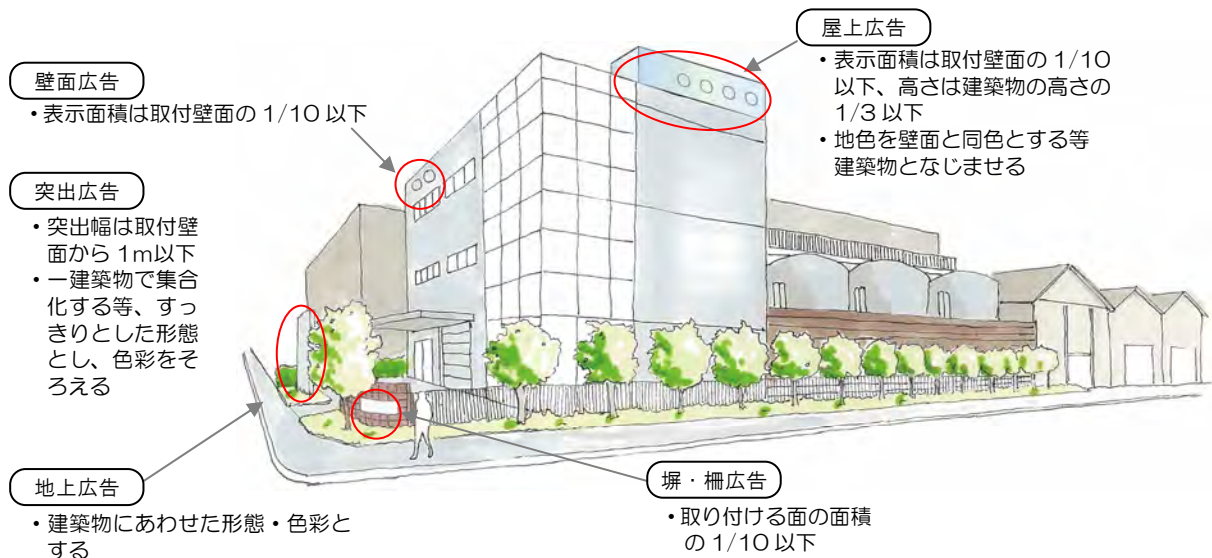
まちなみの特徴	駅前からの連なりで多くの商業・業務施設等が沿道にたちならぶまちなみです。
まちなみに応じた工夫	個々の事務所等がそれぞれバラバラに広告表示をすると乱雑な景観になりがちです。このため、建築物の美しさと調和し、スカイラインやファサードを乱さず、通りの景観にふさわしくなるような工夫をしましょう。

- ・スカイラインやファサードを乱さない
- ・窓面利用広告は掲出を避け、必要なときは品のある意匠にする
- ・のぼり等の乱雑になりやすい広告物は掲出しない



3 工場や倉庫等が集積するまちなみ

まちなみの特徴	さまざまな規模の工場や倉庫等の施設が集まり、運搬車両も行き交うまちなみです。
まちなみに応じた工夫	閉鎖的な壁面で構成されており、広告物が浮き出た印象になりがちです。このため、整然としたまちなみをつくることは、安全でクリーンな印象につながることから、建築物や設備等の外観と調和する大きさや意匠等の工夫をしましょう。



4-1 沿道サービス施設のちならぶ幹線道路沿いのまちなみ

まちなみの特徴	ゆとりある駐車スペースを設け市外からの利用も見込んださまざまな規模の商業・業務施設が立地するまちなみです。
まちなみに応じた工夫	それぞれの施設が強い印象を与えようとするため主張が強くなりがちですが、道行く人が快適に感じるまちなみをつくり出すためにも、見通しの良さや街路樹等の沿道景観を遮らないような大きさや高さ、意匠等の工夫をしましょう。

- 見通しを妨げず、威圧感を与えない

屋上広告

- 表示面積は取付壁面の1/10以下、高さは建築物の高さの1/3以下
- 地色を壁面と同色とする等建築物となじませる

壁面広告

- 表示面積は取付壁面の1/10以下

突出広告

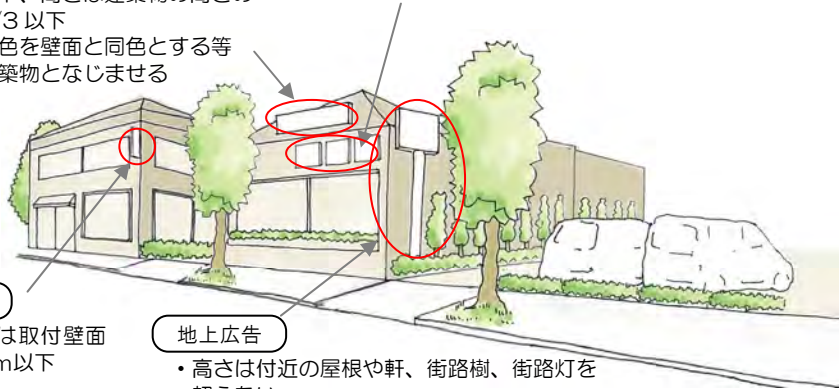
- 突出幅は取付壁面から1m以下

地上広告

- 高さは付近の屋根や軒、街路樹、街路灯を超えない
- 全表示面積は20㎡以下、敷地内におさめる
- 形態・色彩を工夫する
- 支持柱の色は低彩度におさえ、支持柱の足元には植栽等を施す

塀・柵広告

- 取り付ける面の面積の1/10以下



4-2 車窓からも眺められる鉄道高架沿いのまちなみ

まちなみの特徴	通勤・通学の他市内・外への移動の際に利用される阪急宝塚線や大阪モノレールから眺望されるまちなみです。
まちなみに応じた工夫	市外の利用者も多い公共交通であり、おもてなしの気持ちで快適な乗車時間を過ごしてもらうためにも可能な限り屋上広告を掲出せず、掲出する場合でも眺望を乱さないような大きさ、優れた意匠としましょう。

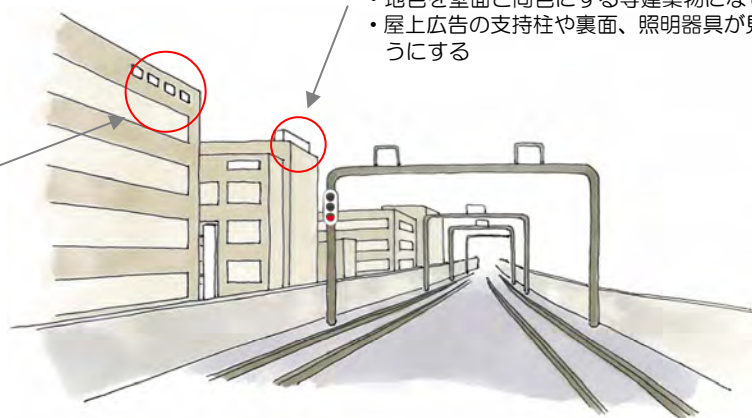
- 眺望を妨げない
- 屋上広告や屋上付近の壁面広告は商品広告の掲出を避け、建築物の美しさを保つ
- 窓面利用広告は掲出ししない

屋上広告

- 表示面積は取付壁面の1/10以下、一面が20㎡以下、高さは建築物の高さの1/4以下
- 地色を壁面と同色にする等建築物になじませる
- 屋上広告の支持柱や裏面、照明器具が見えないようにする

壁面広告

- 表示面積は取付壁面の1/10以下
- 箱文字表示、あるいは地色を壁面と同色にする等建築物になじませる



4-3 視界に入る建築物がリズムをつくる高速道路沿いのまちなみ

まちなみの特徴	高速で移動する車から建築物の上部だけが流れるように、現れては消えて見えるまちなみです。
まちなみに応じた工夫	高速で移動する車両を対象とするため大型の広告物が掲出されがちですが、運転者が快適にかつ安全に通行できるよう、見通しを阻害しない大きさや、一目で認識できるような意匠の工夫をしましょう。

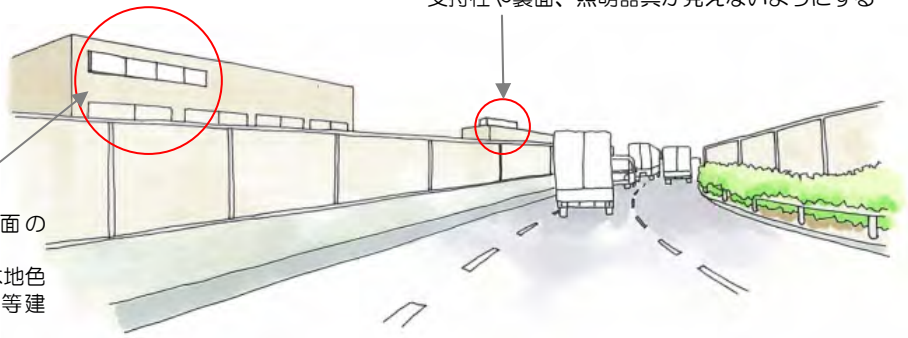
- ・見通しや安全を妨げない
- ・屋上広告や屋上付近の壁面広告は商品広告の掲出を避け、建築物の美しさを保つ

屋上広告

- ・表示面積は取付壁面の1/10以下、一面が20㎡以下、高さは建築物の高さの1/3以下
- ・地色を壁面と同色にする等建築物になじませる
- ・支持柱や裏面、照明器具が見えないようにする

壁面広告

- ・表示面積は取付壁面の1/10以下
- ・箱文字表示、あるいは地色を壁面と同色にする等建築物になじませる



良好なまちなみ形成にあたっての大きさの目安の一覧表

	壁面広告	突出広告	地上広告	屋上広告	塀・柵広告
1-1 閑静な住環境を形成しているまちなみ	$s \leq 1/20$	$w \leq 0.5m$	$h < \text{軒や塀・柵の高さ}$	掲出しない	$s \leq 1/20$
1-2 住宅街の中に店舗がアクセントとなっているまちなみ	$s \leq 1/10$ 店舗複数時計合計 $s \leq 1/10$	$w \leq \text{軒幅}$ 、 $w \leq 0.5m$	$h < \text{店舗の軒の高さ}$	掲出しない	$s \leq 1/20$
2-1 日常生活の買い物客等にぎわうまちなみ	$s \leq 1/10$	$w \leq 0.5m$	—	掲出しない	$s \leq 1/10$
2-2 地域の顔として多くの人が訪れるまちなみ	$s \leq 1/10$ 店舗複数時計合計 $s \leq 1/10$	$w \leq 1m$	—	$s \leq 1/10$ $h \leq \text{建築物の高さの} 1/3$	$s \leq 1/10$
2-3 商業・業務施設等が連なる幹線道路沿いのまちなみ	$s \leq 1/10$	$w \leq 1m$	—	$s \leq 1/10$ $h \leq \text{建築物の高さの} 1/3$	$s \leq 1/10$
3 工場や倉庫等が集積するまちなみ	$s \leq 1/10$	$w \leq 1m$	—	$s \leq 1/10$ $h \leq \text{建築物の高さの} 1/3$	$s \leq 1/10$
4-1 沿道サービス施設のたちならぶ幹線道路沿いのまちなみ	$s \leq 1/10$	$w \leq 1m$	$h < \text{軒、屋根、街路樹、街路灯の高さ}$ 全表示 $s \leq 20 \text{㎡}$	$s \leq 1/10$ $h \leq \text{建築物の高さの} 1/3$	$s \leq 1/10$
4-2 車窓からも眺められる鉄道高架沿いのまちなみ	$s \leq 1/10$	—	—	$s \leq 1/10$ 1面 $s \leq 20 \text{㎡}$ $h \leq \text{建築物の高さの} 1/4$	—
4-3 視界に入る建築物がリズムをつくる高速道路沿いのまちなみ	$s \leq 1/10$	—	—	$s \leq 1/10$ 1面 $s \leq 20 \text{㎡}$ $h \leq \text{建築物の高さの} 1/3$	—

凡例 s: 取付壁面等に対する広告物の表示面積 h: 広告物の高さ w: 取付壁面からの突出幅
 -: 共通の配慮事項と種類別の配慮事項を参考とする

ステップ4

色彩や照明、維持管理についても留意しましょう

【屋外広告物の色彩】【屋外広告物の照明】

【屋外広告物の維持管理】

1 屋外広告物の色彩

(1) まちなみと調和する色彩を用いましょう

① 周辺のまちなみから突出しない色彩（低彩度色）を用いましょう

- 目立つことばかりを考えずに建築物やまちなみと調和する色彩を用いましょう。
- 彩度の高い色彩を避け、掲出する建築物の色彩と調和させましょう。



オフィス街



商業施設

② 素材をいかした色彩を用いましょう

- 素材の持ち味をいかしましょう。
- 木材の防腐のための保護塗装を行う際には、自然の色合いを大切にしましょう。



自然素材をいかす



地の木目をいかす

(2) まちの安全を確保し色彩の氾濫を防ぎましょう

① 地色に高彩度色を用いない

- 高彩度色を大きな面積で用いると注目性は高まりますが、周囲に繁雑な印象を与えることから、高彩度色の大々的な使用は避けましょう。
- 低彩度でも明度差をつけることにより、視認性を高めることができます。



②色数を減らす

- 色数が多いと表示内容が繁雑に見えることから、色数を抑えて使用しましょう。



③標識と紛らわしくない色彩を用いる

- 道路標識で用いられている彩度の高い赤や青、黄色等の使用は避けましょう。



◆コラム デジタルサイネージ

近年、大型のディスプレイ等に可変画像や動画を表示する「デジタルサイネージ」を屋外広告物として用いる例も増えてきました。中には建築物の壁面全体を使って表現するものもあります。

これらは輝度が高く面積が大きくなりがちなことや情報量の多いこと、動きを伴うことで注視してしまうこと等、まちなみへの影響が大きいものです。

よって、本市では「豊中市屋外広告物条例」に基づき、禁止地域や第1種・第2種中高層住居専用地域では掲出を禁じており、他の用途地域においても掲出を避けるように指導しています。

どうしても掲出したい場合は、必要最小限の大きさにし、変化の激しい動画や奇抜な画像は避け、表示内容や表現方法を整理したものにしましょう。



2 屋外広告物の照明

(夜間の景観への配慮)

①情報を伝達するために必要最小限の範囲を照らす

- 大きな広告物の全面を照らすとまちなみから浮き出てしまい、夜の景観を乱すものとなります。
- 必要以上の面積を照らすのは避け、的を絞り、伝えたい情報をすっきりと際立たせる照明としましょう。



②必要以上の照度・輝度を持たない

- 内照式、外照式等の輝度の高い照明があると、まぶしさや不快感が生じたり、対象物が見えにくくなったりします。
- 上空や周囲への漏れ光や、光源が直接道行く人の目に入るような照明は避けましょう。
- 内照や外照といった照明方法や、光源の設置位置、照射方向を適切に選定しましょう。
- 必要性に応じて、深夜は照度・輝度を落としたり、消灯することも大切です。



3 屋外広告物の維持管理

(設計段階の配慮)

- 屋外広告物に使用する材料は、設計段階から維持管理を考慮して、耐久性・耐候性の高い材料を使用するとともに、その材料の特徴を踏まえた設計をしましょう。

(掲出・管理面の配慮)

- 屋外広告物は、汚れたり、劣化したまま放置すると、道行く人に危害を及ぼしたり、景観を阻害する原因となるばかりでなく、店舗や事業所のイメージを損ねかねません。定期的に点検して常に良好な状態を保つようにしましょう。
- 屋外広告物の管理者は明確にしておきましょう。安全を確保するためにも管理者にいつでも連絡が取れるようにしておくことが大切です。特に自家用広告物以外のものについて注意が必要です。